

令和 8 年 6 月 1 日より、入院時の食事自己負担額が変わります

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響も踏まえ、厚生労働省の制度改正により
令和 8 年 6 月 1 日から、入院時の食事代の自己負担額が変更されることになりました。
変更内容は以下の通りです。
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

上大類病院

入院時食事療養費の標準負担額(1 食につき)

一般の方

変更前 510 円

変更後 550 円

指定難病患者・小児慢性特定疾患児童等

変更前 300 円

変更後 330 円

70 歳未満の低所得者(住民税非課税)、70 歳以上の低所得者Ⅱ

変更前 240 円

変更後 270 円

過去1年間の入院期間が 90 日超

変更前 190 円

変更後 220 円

70 歳以上の低所得者Ⅰ

変更前 110 円

変更後 130 円